

【人材育成の目的】

法律学専攻は、法学の教育研究を通して、博士課程前期においては、博士課程後期への進学に必要な専門的知識・能力を具えた人材の育成を目的とするほか、豊かな創造性と幅広い素養を基礎に専門的な知識・能力を生かして企業実務に従事する人材や公的機関の政策立案に携わる人材の養成を目的とする。また博士課程後期においては、高度な法学の教育を通じて、豊富な専門知識と幅広い経験・素養を備えて、教育研究活動を行う能力を有する人材の養成を目的とする。

【修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)】

所定の期間在学して所定の単位を修得し、修士論文の審査および最終試験に合格することにより、次の条件を満たしたものと判断し、博士課程前期の課程を修了したことを認めます。

- (1) 問題を発見し、発見した問題を探究するために必要な専門知識を身につけていること。
- (2) 資料収集能力、コミュニケーション能力およびプレゼンテーション能力を有していること。
- (3) 形式(論文構成)および内容(論理性および文献網羅性)の点において十分である修士論文を作成する能力を有していること。

【教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラムポリシー)】

ディプロマ・ポリシーに示した能力を具体的に身につけることができるようにカリキュラムを編成・実施します。

指導教授を定め、その指導の下で修士論文を作成します。そのための基礎となる科目を基礎法学、公法学、私法学、刑事法学、政治学の領域に配置し、所定の単位を修得するものとします。

- (1) 学生それぞれの専攻分野と隣接分野に関して、前期課程における問題の発見・探究に必要な専門知識を体系的に修得するために必要な科目を、上記分野の研究科目として提供します。
- (2) 資料収集、コミュニケーション、論文作成、プレゼンテーションにかかる能力を修得し、それらを課程の目標である修士論文の完成にむけて統合することができるようするために、指導教員が担当する前期課程における研究指導科目を提供します。
- (3) 完成した修士論文の形で研究成果の発表・発信する能力を修得できるように、研究科横断的な中間発表会を設定し、発表の練習機会を確保します。

【カリキュラムマップ】(◎:特に対応している、○対応している)

授業科目	DP1	DP2	DP3	研究指導	DP1	DP2	DP3
法哲学研究 I	◎	○		法哲学研究指導A		◎	◎
法哲学研究 II	◎	○		法哲学研究指導B		◎	◎
法制史研究 I	◎	○		憲法研究指導 I A		◎	◎
法制史研究 II	◎	○		憲法研究指導 I B		◎	◎
憲法研究 I	◎	○		憲法研究指導 II A		◎	◎
憲法研究 II	◎	○		憲法研究指導 II B		◎	◎
憲法研究 III	◎	○		憲法研究指導 III A		◎	◎
憲法研究 IV	◎	○		憲法研究指導 III B		◎	◎
憲法研究 V	◎	○		行政法研究指導 I A		◎	◎
憲法研究 VI	◎	○		行政法研究指導 I B		◎	◎
行政法研究 I	◎	○		行政法研究指導 II A		◎	◎
行政法研究 II	◎	○		行政法研究指導 II B		◎	◎
行政法研究 III	◎	○		行政学研究指導A		◎	◎
行政法研究 IV	◎	○		行政学研究指導B		◎	◎
税法研究 I	◎	○		民法研究指導 I A		◎	◎
税法研究 II	◎	○		民法研究指導 I B		◎	◎
行政学研究 I	◎	○		民法研究指導 II A		◎	◎
行政学研究 II	◎	○		民法研究指導 II B		◎	◎
民法研究 I	◎	○		民法研究指導 III A		◎	◎
民法研究 II	◎	○		民法研究指導 III B		◎	◎
民法研究 III	◎	○		民法研究指導 IV A		◎	◎
民法研究 IV	◎	○		民法研究指導 IV B		◎	◎
民法研究 V	◎	○		民法研究指導 V A		◎	◎
民法研究 VI	◎	○		民法研究指導 V B		◎	◎

民法研究Ⅶ	◎	○	商法研究指導ⅠA	◎	◎
民法研究Ⅷ	◎	○	商法研究指導ⅠB	◎	◎
民法研究Ⅸ	◎	○	商法研究指導ⅡA	◎	◎
民法研究Ⅹ	◎	○	商法研究指導ⅡB	◎	◎
商法研究Ⅰ	◎	○	商法研究指導ⅢA	◎	◎
商法研究Ⅱ	◎	○	商法研究指導ⅢB	◎	◎
商法研究Ⅲ	◎	○	労働法研究指導A	◎	◎
商法研究Ⅳ	◎	○	労働法研究指導B	◎	◎
商法研究Ⅴ	◎	○	民事訴訟法研究指導ⅠA	◎	◎
商法研究Ⅵ	◎	○	民事訴訟法研究指導ⅠB	◎	◎
労働法研究Ⅰ	◎	○	民事訴訟法研究指導ⅡA	◎	◎
労働法研究Ⅱ	◎	○	民事訴訟法研究指導ⅡB	◎	◎
経済法研究	◎	○	刑法研究指導ⅠA	◎	◎
知的財産法研究	◎	○	刑法研究指導ⅠB	◎	◎
民事訴訟法研究Ⅰ	◎	○	刑法研究指導ⅡA	◎	◎
民事訴訟法研究Ⅱ	◎	○	刑法研究指導ⅡB	◎	◎
民事訴訟法研究Ⅲ	◎	○	刑法研究指導ⅢA	◎	◎
民事訴訟法研究Ⅳ	◎	○	刑法研究指導ⅢB	◎	◎
刑法研究Ⅰ	◎	○	刑事訴訟法研究指導A	◎	◎
刑法研究Ⅱ	◎	○	刑事訴訟法研究指導B	◎	◎
刑法研究Ⅲ	◎	○	国際法研究指導ⅠA	◎	◎
刑法研究Ⅳ	◎	○	国際法研究指導ⅠB	◎	◎
刑法研究Ⅴ	◎	○	国際法研究指導ⅡA	◎	◎
刑法研究Ⅵ	◎	○	国際法研究指導ⅡB	◎	◎
刑事訴訟法研究Ⅰ	◎	○	国際私法研究指導A	◎	◎
刑事訴訟法研究Ⅱ	◎	○	国際私法研究指導B	◎	◎
国際法研究Ⅰ	◎	○	国際関係論研究指導A	◎	◎
国際法研究Ⅱ	◎	○	国際関係論研究指導B	◎	◎
国際法研究Ⅲ	◎	○	比較法研究指導A	◎	◎
国際法研究Ⅳ	◎	○	比較法研究指導B	◎	◎
国際私法研究Ⅰ	◎	○	ロシア法研究指導A	◎	◎
国際私法研究Ⅱ	◎	○	ロシア法研究指導B	◎	◎
国際関係論研究Ⅰ	◎	○	ラテンアメリカ法研究指導A	◎	◎
国際関係論研究Ⅱ	◎	○	ラテンアメリカ法研究指導B	◎	◎
比較法研究	◎	○	国際政治史研究指導A	◎	◎
外国法研究Ⅰ	◎	○	国際政治史研究指導B	◎	◎
外国法研究Ⅱ	◎	○			
外国法研究Ⅲ	◎	○			
国際政治史研究Ⅰ	◎	○			
国際政治史研究Ⅱ	◎	○			
比較政治学研究	◎	○			
法学政治学特別研究*	◎	○			

*は2024年度新設